

福岡高等・地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎周辺の公共空地における自転車利用について

福岡高等・地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎周辺は、公共空地となっており、歩行者の通行や憩いの用に供するものとして広く一般に開放しています。公共空地においては、自転車は押して歩くルールとなっていますので、裁判所に自転車で来庁される際に公共空地を通行される場合には、自転車は押して歩いていただくよう、御理解と御協力をお願いいたします。